

(様式①)

## 事業計画書目次

[健康福祉局]

7款 2項 2目

(単位：千円)

計画書頁	事業名	令和5年度		令和4年度		増△減(5-4)		新規・拡充
		総額	一財+市債	総額	一財+市債	総額	一財+市債	
1	障害者更生相談所運営事業	58,048	57,982	60,717	60,670	△ 2,669	△ 2,688	
2	こころの健康相談センター事業	136,595	136,461	129,364	129,233	7,231	7,228	
3	自殺対策事業	85,875	34,959	72,680	28,365	13,195	6,594	○
4	精神科救急医療対策事業	346,596	275,251	355,896	294,692	△ 9,300	△ 19,441	
	総計	627,114	504,653	618,657	512,960	8,457	△ 8,307	

# 令和 5年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局 障害者更生相談所 課		新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	7-2-2 1
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費 <input checked="" type="checkbox"/> その他		2	目	枝番号	前年度事業名称	障害者更生相談所運営事業
歳出予算科目	一般会計	7 款	2 項	2 目	枝番号	前年度事業名称	障害者更生相談所運営事業
事業名称	障害者更生相談所運営事業				政策番号	13	政策指標
					施策番号		施策指標

(単位：千円)

区分	金額	財 源 内 訳			一 般 財 源 等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和5年度	58,048			66		57,982
補助事業						0
単独事業						0
令和4年度	60,717			47		60,670
増△減	△ 2,669	0	0	19	0	△ 2,688

歳出	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	事業費	市債+一般財源	合計	事業費	市債+一般財源	合計	事業費	市債+一般財源	合計	事業費	市債+一般財源	合計	事業費	市債+一般財源	合計	事業費	市債+一般財源	合計
予算	22,775	22,746	45,521	89,903	88,634	178,537	81,033	80,991	162,024	57,942	57,942	115,884	57,942	57,942	115,884	57,942	57,942	115,884
決算	18,786	18,765	37,551	58,073	58,052	116,125	43,057	43,027	86,084									

事業概要	身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づき、身体障害者及び知的障害者に対し、医学的・心理学的・職能的及び社会的な面から総合的な診断・判定を行うとともに、必要な専門的相談や指導を行っています。また、身体障害者手帳及び愛の手帳（療育手帳）の審査・判定・交付等を実施します。		
事業開始年度	昭和62年		
根拠法令・方針決裁等	身体障害者福祉法第11条、知的障害者福祉法第12条、横浜市障害者更生相談所条例 ほか		

①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	<p>①障害者更生相談所は、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に基づく都道府県に必置の行政機関です。政令指定都市においては、地方自治法施行令を根拠として設置されており、自治体ごとにさまざまな設置形態となっています。横浜市障害者更生相談所は、身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所のそれぞれの機能を併設、統合し、横浜市総合リハビリテーションセンターと連携して運営されています。</p> <p>②身体障害者及び知的障害者に対し、医学的・心理学的・職能的及び社会的な面から総合的な診断・判定を行うとともに、必要な専門的相談や指導を行っています。また、身体障害者手帳及び愛の手帳（療育手帳）の審査・判定・交付等を実施しています。令和2年度から手帳のカード化にかかる関係各所との調整、システム改修に着手し、令和3年度6月からカード様式の手帳交付を開始しています。</p> <p>更生相談所は障害者更生支援に関する技術の中核機関であり、最前線の援護の実施機関である区役所に対して専門的相談指導を行う役割を担っています。また各種（補装具費支給、自立支援医療費支給、区における的確な相談支援のための総合判定など）判定業務、及び身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）の交付業務について、横浜市全体を管轄しています。よって本市の障害福祉の根幹を担うものとして不可欠です。</p> <p>各種判定、手帳交付の判定・審査について、18区で受け付けた申請を更生相談所で一手に対応しており、判定・審査や相談を集約することにより、障害者更生相談所の専門性を活かしながら、効率的かつ効果的に業務を進めることができています。</p>		
--------------------------------	---	--	--

根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳交付件数 (実績推移) 2年度10,042件、3年度13,311件、4年度12,200件(見込)、5年度12,300件(見込)</li> <li>療育手帳交付件数 (実績推移) 2年度7,262件、3年度9,158件、4年度8,200件(見込)、5年度8,400件(見込)</li> <li>更生相談所における判定件数 (実績推移) 2年度4,604件、3年度5,320件、4年度5,500件(見込)、5年度5,700件(見込)</li> </ul>		
---------	---	--	--

事業指標		年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
身体障害者手帳交付件数	単位	目標	12,500	12,800	12,200	12,300	12,400	12,500	12,600
	件	実績	10,042	13,311					
知的障害者手帳交付件数	単位	目標	7,700	8,000	8,200	8,400	8,600	8,800	9,000
	件	実績	7,262	9,158					
	単位	目標							
		実績							

事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和62年：「横浜市障害者更生相談所」を設置し事業開始</li> <li>令和3年度：カード様式手帳交付開始に関する広報、事前申請開始（1月～）</li> <li>令和3年度：カード様式手帳交付開始（6月～）</li> <li>令和4年度：療育手帳マイナンバー事務化（6月～）</li> <li>令和8年1月（令和7年度）：標準準拠システム稼働開始（身体障害者手帳・療育手帳）</li> </ul>		
----------	--	--	--

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称	5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	身体障害者更生相談所	51,655	54,965	▲ 3,310
②	知的障害者更生相談所	2,784	2,817	▲ 33	手帳カバー作成費の減
③	障害児総合相談部門	110	110	0	
④	管理事務費（総合保健医療センター分）	3,499	2,825	674	複合機関連経費の増
	細事業合計	58,048	60,717	▲ 2,669	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	横井 剛	係長	梅津 亜矢子	事務	足立 実綿子	係
--------------------	----	------	----	--------	----	--------	---

# 令和 5年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局	精神保健福祉課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	7-2-2 2
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費 <input checked="" type="checkbox"/> その他		2	目	枝番号	前年度事業名称
歳出予算科目	一般会計	7	款	2	項	2
事業名称	こころの健康相談センター事業			政策番号	7	政策指標
				1	施策番号	6
					施策指標	1

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和5年度	136,595			134		136,461
補助事業						
単独事業	136,595			134		136,461
令和4年度	129,364	52		79		129,233
増△減	7,231	△ 52	0	55	0	7,228

歳出	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	予	算	決	算	算	算	算	算	算	算	算	算	算	算	算	算	算	
事業費	55,530			123,741			129,390			136,595			136,595			136,595		
市債+一般財源	55,468			123,665			129,306			136,461			136,461			136,461		
事業費	59,959			111,224			123,850											
市債+一般財源	59,897			109,985			122,203											

事業概要	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条に基づく精神保健福祉センターとして、本市における精神保健福祉の技術的中核機関としての事業を実施します。							
事業開始年度	平成14年度							
根拠法令・方針決裁等	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律</li> <li>精神保健福祉センター運営要領</li> <li>心の健康づくり推進事業の実施について(厚生省保健医療局長通知)</li> <li>精神保健福祉センターにおける特定相談事業実施要領について(厚生省保健医療局長通知)</li> <li>横浜市こころの健康相談センター条例</li> <li>横浜市こころの健康相談センター規則</li> <li>横浜市こころの健康相談センターこころの健康づくり推進事業実施要領</li> <li>横浜市措置入院者退院後支援ガイドライン</li> </ul>							
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果(必要性)	<p>本市の精神障害者福祉保健手帳所持者数は3年間(令和元年度から令和3年度)で4,535人増加しており、長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある人が増えています。近年の新型コロナウイルス感染症の蔓延や社会情勢により、こころの健康の維持増進は必要な課題となっています。こころの不調に本人や周囲の人が早めに気づき対処することこころの健康の維持、早期回復につながることが求められています。</p> <p>こころの健康相談センターは、本市における精神保健福祉に関する技術的中核機関として、区福祉保健センターをはじめとする地域支援機関への技術援助及び研修等を通じて地域人材の育成を図り、こころの不調に気づき、見守りや支援を行う担い手を育成します。また、変化の大きい社会情勢により新たな課題に対応していくために、精神保健福祉分野の調査・研究を進めます。</p> <p>市民に対してホームページやSNSを通じた精神保健福祉に関する情報の発信を行うことで、精神保健福祉に関する正しい知識を提供し、精神障害者及び精神疾患がある方への理解を深めるとともに、支援を必要とする方へ、相談窓口など適切な情報提供を行います。一定の精神障害の状態にあることを認定し、精神障害者保健福祉手帳を交付することにより、日常・社会生活に要する福祉サービスを利用しやすくします。</p> <p>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条に基づき、横浜市精神医療審査会を設置し、精神障害者の人権に配慮しつつ、その適正な医療及び保護を確保します。</p>							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者等基礎把握数 <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;実績推移&gt;元年度95,107人、2年度98,410人、3年度103,800人、4年度108,400人(見込)、5年度108,400人(見込)</li> </ul> </li> <li>精神障害者保健福祉手帳交付者数 <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;実績推移&gt;元年度20,570人、2年度21,826人、3年度24,695人、4年度25,400人(見込)、5年度27,000人(見込)</li> </ul> </li> <li>精神障害者保健福祉手帳所持者数 <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;実績推移&gt;元年度39,232人、2年度40,854人、3年度43,767人、4年度46,500人(見込)、5年度49,400人(見込)</li> </ul> </li> <li>自立支援医療(精神通院医療)受給者数 <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;実績推移&gt;元年度62,972人、2年度73,199人、3年度69,160人、4年度72,000人(見込)、5年度75,600人(見込)</li> </ul> </li> </ul>							
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
こころの電話相談	単位	目標	7,300	7,300	7,300	7,300	7,300	7,300
	件	実績	7,042	7,430				
人材育成	単位	目標	700	750	750	750	750	750
	人	実績	866	1,923				
	単位	目標						
	実績							
事業スケジュール	<p>平成14年度：4月こころの健康相談センター開設、7月夜間休日こころの電話相談開設</p> <p>平成24年度：地域自殺対策情報センターとなる</p> <p>平成28年度：地域自殺対策推進センターに変更</p> <p>平成29年度：措置入院者等退院後支援事業開始</p> <p>令和元年度：依存症相談拠点となる</p>							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	こころの健康づくり推進	19,059	18,553	506
②	人材育成・技術援助等	301	265	36	研修回数の増
③	判定会・精神障害者保健福祉手帳	20,324	21,079	▲ 755	カード型手帳印刷委託料の減
④	精神医療審査会	27,076	26,994	82	会計年度任用職員人件費の増
⑤	センター運営関連・その他	69,835	62,473	7,362	後納郵便実績による増
	細事業合計	136,595	129,364	7,231	

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	中村 秀夫	係長	岡田 由起子	精神保健福祉	係	品川 恵
--------------------	----	-------	----	--------	--------	---	------

# 令和 5 年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局 心の健康相談センター		新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規	<input checked="" type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	7-2-2 3	
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費 <input checked="" type="checkbox"/> その他		2	目	枝番号	前年度事業名称	自殺対策事業	
歳出予算科目	一般会計	7	款	2	項	2	目	
事業名称	自殺対策事業		政策番号	14	政策指標	2	施策番号	4
						施策指標	1	

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和5年度	85,875	15,003	35,878	35		34,959
補助事業	85,875	15,003	35,878	35		34,959
単独事業						0
令和4年度	72,680	7,326	36,969	20		28,365
増△減	13,195	7,677	△ 1,091	15	0	6,594

歳出		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予	事業費	50,934	49,688	67,588	68,680	68,680	68,680
算	市債+一般財源	21,021	20,071	25,301	26,365	26,365	26,365
決	事業費	36,803	50,978	64,657			
算	市債+一般財源	15,795	19,946	23,324			

事業概要	自殺対策基本法に基づき、「誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指して、地域の実情に合わせながら普及啓発や相談支援を担う人材の育成を行い、総合的かつ効果的な自殺対策を推進する。							
事業開始年度	平成19年度							
根拠法令・方針決裁等	自殺対策基本法、自殺総合対策大綱、横浜市自殺対策計画							
①背景・課題の分析 ②事業目的・効果 (必要性)	<p>平成10年に自殺者数が急増し、その後、自殺対策基本法が制定、翌年には自殺総合対策大綱も策定され、社会全体で自殺対策に取り組んできた。地方公共団体は、自殺対策を推進する責務を有しているため、本市においても自殺対策の強化を進め、平成31年には自殺対策計画を策定した。様々な取組により、市内の自殺者数は減少傾向にあったが、自殺死亡率は先進国と比較して高い水準であること、若年層の死亡者数が多いことなどから、引き続き、全市を挙げての取組が求められている。また、令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、自殺者数が増加に転じ、その背景には経済・生活問題、健康問題、労働問題などが複雑に重なっており、社会全体の問題として捉え、今後も継続的な事業実施が必要である。</p> <p>自殺死亡者数、自殺死亡率を減少させるために、過労や多重債務、リストラ、子育て、介護疲れ、いじめなど、自殺の背景にある様々な社会的要因に対する総合的な対策が求められている。</p> <p>令和5年度は、H31年度に作成した横浜市自殺対策計画の第二期計画を策定し、さらに効果的な自殺対策を実施していく。</p>							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自殺対策基本法（平成18年10月28日施行、平成28年4月1日改正）</li> <li>・自殺総合対策大綱（平成19年6月8日閣議決定、平成24年8月28日見直し閣議決定、平成29年7月25日抜本的見直し閣議決定）</li> <li>・厚生労働省「人口動態統計」、警視庁「自殺統計」</li> <li>・横浜市自殺対策計画</li> </ul>							
事業指標	年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
ゲート キーパー数	単位	目標	3750	3750	3750	3750	3750	3750
	人	実績	1806	3791				
自殺死亡率	単位	目標	13.5	13.1	12.6	12.2	11.7	11.3
	自殺者数 /10万人	実績	13.1	15.0				
	単位	目標						
	実績							
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成19年度 自殺対策事業開始（普及啓発、人材育成、講演会、自死遺族支援事業）</li> <li>・平成22年度 市民意識調査実施・自殺未遂者支援事業開始</li> <li>・平成24年度 地域自殺対策推進センター事業開始</li> <li>・平成28年度 市民意識調査実施</li> <li>・平成31年度 横浜市自殺対策計画策定</li> <li>・令和元年度 インターネットを活用した相談支援事業開始</li> </ul>							

(単位：千円)

細事業 (事業内訳)	細事業名称		5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	①	人材育成	1,928	1,897	31	謝金の変更による増
②	講演会	1,282	1,265	17	開催方法変更による増	
③	普及啓発キャンペーン等	5,854	7,629	▲ 1,775	事業見直しによる減	
④	自死遺族支援	1,267	1,426	▲ 159	事業見直しによる減	
⑤	自殺未遂者再発防止	8,811	9,204	▲ 393	事業見直しによる減	
⑥	推進センター事業				計画策定のため増	
⑦	相談支援					
	細事業合計	85,875	72,680	13,195		

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	相談援助
	中村 秀夫	佐々木 祐子	福石 直美

# 令和 5年度 事業計画書

事業局課	健康福祉局	精神保健福祉課	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規	<input type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	7-2-2 4
事業区分	<input type="checkbox"/> 施設等整備費		<input checked="" type="checkbox"/> その他				
歳出予算科目	一般会計	7 款	2 項	2 目	枝番号	前年度事業名称	精神科救急医療対策事業
事業名称	精神科救急医療対策事業				政策番号	17	政策指標 1 施策番号 5 施策指標 1

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳			一般財源等	
		国	県	諸収入	市債	一般財源
令和5年度	346,596	61,478	9,508	359		275,251
補助事業	331,387	61,478	9,508			260,401
単独事業	15,209			359		14,850
令和4年度	355,896	53,976	7,009	219		294,692
増△減	△ 9,300	7,502	2,499	140	0	△ 19,441

歳出	令和元年度			令和2年度			令和3年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度		
	事業費	市債+一般財源	決算	事業費	市債+一般財源	決算	事業費	市債+一般財源	決算	事業費	市債+一般財源	決算	事業費	市債+一般財源	決算	事業費	市債+一般財源	決算
事業費	346,215			357,981			355,636			346,596			346,596			346,596		
市債+一般財源	297,802			270,128			266,447			275,251			275,251			275,251		
決算	319,052			323,161			339,611											
市債+一般財源	231,995			219,904			273,328											

**事業概要**  
精神疾患の急激な発症や精神症状の悪化などで早急に適切な精神科医療を必要とする精神科救急患者等の相談に応じ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく診察の実施や医療機関の紹介を行うとともに、必要な医療施設の確保等を行っていくことで、精神科救急患者の医療の確保及び適切な保護を行ってまいります。

**事業開始年度**  
平成8年度

**根拠法令・方針決裁等**

- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則
- 厚生労働省精神科救急医療体制整備事業実施要綱
- 神奈川県精神科救急医療に関する実施要綱
- 横浜市精神科救急新型コロナウイルス感染症疑い患者等受入体制強化事業補助金交付要綱
- 横浜市精神科救急協力病院保護室整備補助金交付要綱
- 精神科救急医療事業に係る事業執行取扱要領
- 精神科救急医療事業夜間・深夜・休日体制実施要領
- 精神科救急医療深夜帯移送体制要領
- 精神科救急身体合併症転院事業実施要領

**①背景・課題の分析**  
**②事業目的・効果(必要性)**

【事業目的・必要性】  
精神科救急医療体制は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、精神保健福祉法）において、都道府県（政令市）の役割として規定されている、市民生活を支えるうえで欠かせない社会インフラです。  
①精神保健福祉法第29条に基づく措置診察の実施については、法第22条～26条の3に基づく通報に対し速やかに対応し、診察の実施判断をしていかなければなりません。（令和3年度通報数：888件）  
②精神科救急医療体制の確保については、精神保健福祉法第19条の11に定められており、都道府県（政令市）は、精神障害の救急医療が適切かつ効率的に提供されるように、夜間又は休日において精神障害者又はその家族等からの相談に応ずること、精神障害の救急医療を提供する医療施設相互間の連携を確保すること、その他の地域の実情に応じた体制の整備を図るよう努めることとされています。なお、精神科救急医療体制は、神奈川県、横浜市、川崎市、及び相模原市の4県市協調体制で実施しています。  
【効果】  
精神科救急体制を整備・確保することで、精神科医療を早急に必要とする市民に対して、適切な医療につながることができます。

**根拠・データ等**  
・精神科救急年報（令和3年度）

事業指標		年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
通報対応時間 (23条通報のうち再診察を除いた平均時間)	単位	目標	4時間45分	4時間19分	4時間19分	4時間19分	4時間19分	4時間19分	4時間19分
	時間	実績	4時間29分	4時間16分					
	単位	目標							
		実績							
	単位	目標							
		実績							

**事業スケジュール**

平成8年度 神奈川県・川崎市との協調体制により、横浜市の精神科救急体制事業開始  
平成14年度 三次救急（警察官からの通報等により行われる救急）を24時間体制に拡充  
平成19年度 情報窓口を平日深夜帯に開設、精神科身体合併症転院事業開始  
平成20年度 精神科救急協力病院保護室整備事業開始  
平成22年度 市大センター病院に市民専用病床3床設置  
平成24年度 昭和大学附属北部病院に市民専用病床3床設置  
令和2年度 精神科救急新型コロナウイルス感染症疑い患者等受入体制強化事業開始

(単位：千円)

細事業名称	5年度	4年度	差引(増減)	増減説明
	① 診察等事業	11,308	10,889	419
② 患者移送システム事業	85,697	87,847	▲ 2,150	過年度実績に基づく減
③ 患者受入病床確保事業	198,613	198,588	25	日数の増による増
④ 精神科救急医療情報窓口事業	47,077	46,987	90	日数の増による増
⑤ 精神科救急身体合併症転院事業	3,188	3,184	4	日数の増による増
⑥ 精神科救急新型コロナウイルス感染症疑い患者等受入体制強化事業	713	1,026	▲ 313	過年度実績に基づく減
⑦ 精神科救急協力病院保護室整備事業(あんしん施策)	0	7,375	▲ 7,375	補助対象保護室数の見直しによる減
細事業合計	346,596	355,896	▲ 9,300	

本資料は、公正・適正に作成しました。

課長	中村 秀夫	係長	山内 航	救急医療	係
				清水 瑠子	